

総務常任委員会 審査順序

○ 付託議案について

議案第19号 平成30年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中		
1 款 議会費	全部	
2 款 総務費	1 項 総務管理費	3 目25節社会福祉基金積立金、こどもの国建設基金積立金、防災対策基金積立金、都市緑化基金積立金、総合保健センター建設基金積立金、貿易振興基金積立金、こども未来基金積立金、4 目7 節、19節地方路線バス維持費補助金、5 目を除く
	2 項 徴税費	
	4 項 選挙費	
	6 項 監査委員費	
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	1 目19節八戸圏域水道企業団負担金、7 目、15目19節、24節
6 款 農林水産業費	1 項 農業費	12目
7 款 商工費	1 項 商工費	2 目4 節、7 節、11節、9 目、10目
8 款 土木費	4 項 都市計画費	1 目7 節、19節ケーブルテレビ工事負担金、認定まちづくり協議会補助金、街なみ整備事業補助金、中心市街地まちなか住宅取得支援事業補助金
10 款 教育費	1 項 教育総務費	
	3 項 中学校費	
	4 項 幼稚園費	1 目19節就園奨励費補助金を除く
	5 項 社会教育費	
	6 項 保健体育費	
13 款 諸支出金	全部	
第3条 繰越明許費中		
2 款 総務費	全部	
8 款 土木費	4 項 都市計画費	優良建築物等民間開発支援事業
10 款 教育費	全部	

○歳入 第1条中の歳入予算の補正及び第4条地方債の補正

議案第25号 平成30年度八戸市学校給食特別会計補正予算

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 懲戒処分（酒気帯び運転及び過労運転等）の報告について

懲戒処分（酒気帯び運転及び過労運転等）の報告について

地方公務員法第29条第1項により、下記のとおり懲戒処分を行ったので報告します。

記

- 1 被処分者 市長事務部局の課長補佐級職員 49歳 男性
- 2 処分内容 懲戒処分 停職5月
- 3 処分年月日 平成31年2月27日

4 事実の概要

当該職員は、平成30年6月18日（月）9時20分頃、自宅から自動車を運転し勤務先に向かう途中、市内南郷大字中野字大久保山中地内の国道で対向車に接触し、さらに駐車場で駐車車両に接触する事故を起こしたことから、駆けつけた警察官により呼気検査が行われたところ基準値を超えるアルコールが検出されたものであります。

その後の調べで、当該職員は前日自宅で午後7時頃夕食時に缶ビール(350ml)1本を飲んで寝ようとしたが眠れなかったため、午後11時頃から当日午前1時頃にかけて日本酒2合を飲み、その際、医師からお酒と一緒に服用を禁止されている薬を服用して就寝し、当日朝にはいつもどおり薬を服用した結果、正常な運転ができないおそれのある状態で車を運転したもので、酒気帯び運転及び過労運転等により平成31年1月に免許取消処分、翌2月に罰金処分に処されたものであります。

このことは、八戸市職員として市民の信頼に応え、率先して交通法規を守るべき立場にありながら、地方公務員法第33条に規定する「信用失墜行為の禁止」に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない行為であり、今後このようなことのないよう強く自覚と反省を求めるため、停職処分としたものであります。

5 今後の対応

飲酒運転については、極めて危険な行為であり、決して行わない強い意志を持って行動するよう、これまでも職員に対して指導してきたところではありますが、今後より一層注意喚起、指導の徹底を図って参ります。